

船橋百寿苑短期入所サービス 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人修央会が設置する船橋百寿苑短期入所サービス（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下、本条乃至第3条において「指定短期入所生活介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況など利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定短期入所生活介護等の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 7 指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、介護保険法（以下「法」という。）

第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

- 8 前7項のほか、船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年条例第32号）、船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和6年条例第33号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、事業所の従業者のみによって行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 船橋百寿苑短期入所サービス
- (2) 所在地 千葉県船橋市古和釜町791番地1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。（指定介護予防短期入所生活介護も同様）

- (1) 管理者 1名
（常勤、指定介護老人福祉施設、指定介護予防短期入所生活介護を兼務）
事業所、従業者及び業務を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名以上
（非常勤、指定介護老人福祉施設、指定介護予防短期入所生活介護を兼務）
利用者に対して健康保持の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上
（常勤、指定介護予防短期入所生活介護を兼務）
利用者の入退所、生活相談及び短期入所生活介護計画、介護予防短期入所生活介護計画の作成等業務を行う。
- (4) 看護職員 常勤換算3名以上
（指定介護老人福祉施設、指定介護予防短期入所生活介護を兼務）
利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護業務を行う。

- (5) 介護職員 常勤換算31名以上
(指定介護老人福祉施設、指定介護予防短期入所生活介護を兼務)
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (6) 管理栄養士 1名
(指定介護老人福祉施設、指定介護予防短期入所生活介護を兼務)
利用者の栄養状態など栄養管理を行う。
- (7) 機能訓練指導員 常勤換算1名以上
(機能訓練指導員と任命された者であって指定介護老人福祉施設、指定介護
予防短期入所生活介護を兼務)
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。

(利用定員)

第6条 事業所（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護）の利
用定員は、次のとおりとする。

- (1)併設型 20名
- (2)空床型 特別養護老人ホームの定員80名以内

(定員の遵守)

第7条 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び居
室定員を超えて利用させない。

(受給資格等の確認)

第8条 事業所は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以
下「短期入所サービス等」という。）の提供を求められた場合は、その者の提示
する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有
効期間、若しくは要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するととも
に、その被保険者証に法第73条第2項若しくは法第115条の3第2項に規定する認
定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、短期入
所サービスを提供するように努める。

(利用者に関する市町村への通知)

第9条 事業所は、短期入所サービス等を受けている利用者が次の各号のいずれかに
該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由がなく短期入所サービス等の利用に関する指示に従わないことに

より、要介護状態若しくは要支援状態の程度を増進させたと認められるとき
(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき

(要介護認定又は要支援認定の申請に係る援助)

第10条 事業所は、短期入所サービス等の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、若しくは要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、いずれも申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 事業所は、居宅介護支援若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定若しくは要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定若しくは要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行う。

(サービス内容の説明及び同意)

第11条 事業所は、短期入所サービス等の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要若しくは重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、短期入所サービス等の内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(短期入所サービス等の利用の開始及び終了)

第12条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に短期入所サービス等を提供する。

2 事業所は、居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により短期入所サービス等の提供の開始前から終了に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(禁止行為)

第13条 利用者は、事業所内で次の各号に掲げる行為は行わないものとする。

- (1) 自己が信ずる宗教及び思想信条を他の入所者へ強制することや攻撃すること並びに口論や喧嘩、窃盗等による他の利用者への迷惑行為、事業所の秩序及び風紀を乱すこと
- (2) 事業所内及び敷地内での喫煙
- (3) 施設又は設備の破損又は汚損
- (4) 決められた物品以外の物品を持ち込むこと

(サービス提供の記録)

第14条 事業所は、短期入所サービス等を提供した際には、その提供日及び内容その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画等を記載した書面等に記載する。

- 2 事業所は、短期入所サービス等を提供した際には、その具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(利用料等の受領)

第15条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する短期入所サービス等を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所サービス等に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業所に支払われる居宅介護サービス費の額若しくは介護予防サービス費用基準額から当該事業所に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所サービス等を提供した際にその利用者から受ける利用料の額と、短期入所サービス等に係る居宅介護サービス費用基準額若しくは介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。

- 3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 滞在に要する費用
- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、短期入所サービス等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。なお、いずれの場合もその内容を変更する場合は、同様に説明し、文書による同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の発行)

第16条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所サービス等に係る利用料の支払いを受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められた事項を記載した「サービス提供証明書」を利用者に対して交付する。

(通常の送迎の実施地域)

第17条 通常の送迎の実施地域は、船橋市全域及び近隣の市とする。

(短期入所サービス等の取扱方針)

第18条 短期入所サービス等の種別による取扱方針は次のとおりとする。

1 指定短期入所生活介護に関する事項

(1) 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

(2) 事業所は、指定短期入所生活介護を相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

(3) 事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、当該サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、同意を得るものとする。

- (4) 事業所は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。
- (5) 事業所は、前項の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、これを5年間保存する。
- (6) 事業所は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護に関する事項

- (1) 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護が利用者の介護予防に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業所は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。
- (3) 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。
- (4) 事業所は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。
- (5) 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。
- (6) 前項第2号及び第3号の規定については、本項に準用する。その際、短期入所生活介護とあるのは指定介護予防短期入所生活介護と、短期入所生活介護計画とあるのは介護予防短期入所生活介護計画と読み替えて適用する。
- (7) 前項第4号及び第5号の規定については、本項に準用する。その際、指定短期入所生活介護とあるのは、指定介護予防短期入所生活介護と読み替えて適用する。

(介護)

第19条 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する適切な技術をもって介護を行う。

- 2 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ又は清しき

を行う。

- 3 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う。
- 4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り換える。
- 5 事業所は、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 6 事業所は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 事業所は、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

第20条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。また、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援する。

- 2 食事の提供時間は、概ね次のとおりとする。
朝食 午前8時、昼食 正午、夕食 午後6時

(機能訓練)

第21条 事業所は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を営むのに必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第22条 事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

(相談及び援助)

第23条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は利用者の家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行う。

(その他のサービスの提供)

第24条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図れるよう努める。

(緊急時の対応)

第25条 事業所は、短期入所サービス等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、その家族へ速やかに連絡する。

(勤務体制の確保)

第25条 事業所は、利用者に対し適切な短期入所サービス等を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定める。

- 2 事業所は、事業所の従業者によって短期入所サービス等の提供を行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 事業所は、事業所の従業者の資質の向上のための研修の機会を次のとおり確保する。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内に5日以上行う
 - (2) OJT研修 採用後の職員に対して継続的に行う
 - (3) 職員全体研修 年間3回以上行う
 - (4) 派遣研修 随時積極的に派遣する

(業務継続計画の策定)

第26条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所サービス等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第27条 事業所は、非常災害に関する具体的計画（消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するもの）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者並びに利用者及びその家族等に周知するとともに、定期的（年3回）に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(衛生管理等)

第28条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、当事業所の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、事業所の従業者に対して感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施する。

(掲示)

第29条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所サービス等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第30条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らすことはしない。

2 事業所は、従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者であった者に対して、業務滋養知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者又はその家族の同意を文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者にする利益供与の禁止)

第31号 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者若しくは介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用さ

せることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

第32条 事業所は、提供した短期入所サービス等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業所は、提供した短期入所サービス等に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市町村に報告する。
- 4 事業所は、提供した短期入所サービス等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、その指導又は助言に従って必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(地域との連携等)

第33条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域の交流に努める。

- 2 事業所は、その事業の運営に当たって、提供した短期入所サービス等に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努める。

(事故発生時の対応)

第34条 事業所は、利用者に対する短期入所サービス等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に対する短期入所サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止)

第35条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について事業所の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、短期入所サービス等の提供中に、事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(記録の整備)

第36条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する短期入所サービス等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- (1) 短期入所生活介護計画、介護予防短期入所生活介護計画
 - (2) 第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第18条第1項第5号規定する身体的拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第9条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (5) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(説明の同意の確認)

第37条 事業所は、第11条の規定に基づいて利用申込者又はその家族に対して文書を用いて行った説明に対し、同意を得たときは、その旨を記す当該文書を2部作成し、事業所及び利用申込者又はその家族がそれぞれ一部ずつ保有する。当該文書の記載内容及び説明内容に変更が生じた場合も同様とする。

(委任)

第38条 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は社会福祉法人修央会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。